

小樽市行政評価有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政評価において、市民の視点に立った意見等を各施策に反映し、効率的な行政運営の推進に資することを目的に、小樽市行政評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議し、意見等の取りまとめ及び市長への提出を行う。

- (1) 市の施策の評価に関する事項
- (2) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等から推薦された職員
- (3) 公募市民（市内に居住する者）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から評価に対する意見等を市長へ提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 有識者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に有識者会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総務部企画政策室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。